

# 兵庫県公報

令和3年3月11日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 .....	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程 .....	3

## 公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）  
警察本部の組織改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年3月11日

兵庫県人事委員会  
委員長 松田直人

### 兵庫県人事委員会規則第1号

#### 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
別表第23の3の項(5)カ中「機動パトロール隊長」を「第一機動パトロール隊長及び第二機動パトロール隊長」に改める。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1警察本部の款中「機動パトロール隊長」を「第一機動パトロール隊長及び第二機動パトロール隊長」に、「機動パトロール隊副隊長」を「第一機動パトロール隊副隊長及び第二機動パトロール隊副隊長」に改める。

（職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正）

第3条 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事務所等及び学校等	所在地
高橋小学校	豊岡市但東町久畑
清滝小学校	豊岡市日高町山宮
豊岡警察署清滝駐在所	豊岡市日高町山宮

豊岡警察署神鍋駐在所	豊岡市日高町栗栖野
関宮学園	養父市吉井
南但馬警察署熊次駐在所	養父市外野
南但馬警察署関宮駐在所	養父市関宮
南但馬警察署吉井駐在所	養父市中瀬
生野高等学校	朝来市生野町真弓
生野中学校	朝来市生野町真弓
生野小学校	朝来市生野町口銀谷
南但馬警察署生野駅前交番	朝来市生野町口銀谷
南但馬警察署新町駐在所	朝来市生野町新町
光都土木事務所引原ダム管理所	宍粟市波賀町日ノ原
宍粟警察署引原駐在所	宍粟市波賀町引原
宍粟警察署染河内駐在所	宍粟市一宮町能倉
福崎警察署上小田駐在所	神崎郡神河町上小田
福崎警察署長谷駐在所	神崎郡神河町栗
福崎警察署越知谷駐在所	神崎郡神河町越知
村岡高等学校	美方郡香美町村岡区村岡
出石特別支援学校みかた校	美方郡香美町村岡区川会
村岡中学校	美方郡香美町村岡区村岡
小代中学校	美方郡香美町小代区実山
村岡小学校	美方郡香美町村岡区村岡
小代小学校	美方郡香美町小代区実山
射添小学校	美方郡香美町村岡区川会
兎塚小学校	美方郡香美町村岡区福岡
長井小学校	美方郡香美町香住区大野
美方警察署湯舟交番	美方郡香美町村岡区村岡
美方警察署川会駐在所	美方郡香美町村岡区入江
美方警察署小代駐在所	美方郡香美町小代区忠宮
美方警察署福岡駐在所	美方郡香美町村岡区福岡
美方警察署長井駐在所	美方郡香美町香住区小原
照来小学校	美方郡新温泉町桐岡

美方警察署桐岡駐在所	美方郡新温泉町桐岡
美方警察署井土駐在所	美方郡新温泉町井土

附 則  
この規則は、令和3年3月22日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年3月11日

兵庫県人事委員会  
委員長 松 田 直 人

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。  
第23条第3項第5号中「豊岡南」を「豊岡」に改める。  
別表第5警察署の項を次のように改める。

警察署	係員 隊員	係員 隊員	主任 分隊長 係員 隊員	係長 小隊長 連絡調整官 連絡調整員 主任 分隊長	課長 上席係長 小隊長 連絡調整官 連絡調整員	課長 分庁舎所長 空港警備派 出所長 連絡調整官 上席係長 小隊長 連絡調整員	次長 署長補佐 課長 分庁舎所長 空港整備派 出所長 連絡調整官	副署長 刑事官 生活安全官 地域官 交通官 警備官 刑事生活安 全官 地域交通官 警察センタ ー所長 分庁舎所長 空港整備派 出所長	署長 副署長
-----	----------	----------	-----------------------	--	-------------------------------------	--	--	---	-----------

別表第5備考中3を5とし、2の次に3及び4として次のように加える。

- 3 警察センターに置かれる連絡調整官の職務については6級又は7級とし、分庁舎に置かれる連絡調整官の職務については4級、5級又は6級とする。
- 4 連絡調整員の職務については、当分の間、1級、2級又は3級とすることができる。

附 則  
この告示は、令和3年3月22日から施行する。